

## L G B Tなど性的少数者間で使えるパートナーシップ制度の早期創設を求める会長 声明

近時の新聞報道によれば、茨城県はL G B Tなど性的少数者のカップルを結婚に相当するパートナーとして公認するいわゆるパートナーシップ制度を導入することに意欲を示し、L G B Tなど性的少数者の差別的取扱いを禁じる項目を入れた茨城県男女共同参画推進条例の一部改正案を県議会に提出した。これに対し、茨城県議会は、L G B Tなど性的少数者の差別解消に向けて「必要な施策を講ずる」との茨城県執行部案を、「相談体制の整備を行う」と修正した上で、一部改正案を賛成多数で可決した。同条例は、平成31年4月1日に施行された。

性的指向や性自認は他人から決めつけられるものではなく、一人ひとりが自分らしく、ありのままでいられることが尊重されなければならない。これは、個人の尊重を定めた憲法13条に照らし明らかである。しかし現実には、世の中の一般的とされる人たちと異なる性的指向や性自認を持つ人は、社会の既存の枠組みに当てはまらないがために、日常生活で様々な困難を抱え、生きづらさを感じている。具体的には、彼らが同居する家を借りたり、パートナーを自身の職場に対して同居家族として届け出たり、パートナーの入院先で各種手続きをしようとしたりする際、その関係性の説明に悩み、また説明しても相手方から困惑されたり、偏見や差別を受けたりすることである。

しかもこうした偏見や差別は、多くの人にとって普段意識されることが少ない人権問題であるがために、L G B Tなど性的少数者にますます生きづらさを強めている状況である。

このような状況で、東京都渋谷区や世田谷区や大阪市や札幌市などが、パートナーシップ制度を導入したことは、地方自治体が偏見や差別を少しでも軽減し解消しようとする取り組みとして、高く評価されるべきである。

かかる経緯を経て、茨城県がパートナーシップ制度の導入を検討しているとの報道に接したことは、当会としては誠に喜ばしく、L G B Tなど性的少数者の人権擁護に資するものとして歓迎するところである。

当会は、これまで、会内でLGBTなど性的少数者の勉強会等を開催し、日々の各弁護士の業務において当事者らの人権擁護のために努めているところではあるが、そのための法的根拠や行政の施策が不足し、あるいは社会の理解が進んでいないがために、具体的な事案においては十分な支援がなしえないことを痛感することも多かった。しかし、今後、茨城県に新しい制度ができれば、茨城県民や企業においてLGBTなど性的少数者に対する理解が進み、LGBTなど性的少数者のカップルの法的トラブルを解決するための一助になるものと期待する。

当会としても、今後益々、LGBTなど性的少数者当事者らの法的トラブルの解決、ひいては、性自認及び性的指向によって差別されることなく、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に向けて努力を重ねる所存であるが、そのためにも、パートナーシップ制度の早期創設を切に求める次第である。

令和元年5月10日

茨城県弁護士会

会長 根本 信義